

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（概要）

目的 特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。

※「興行」・・・映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること（国内の興行に限る。）

特定興行入場券の不正転売等の禁止

不正転売の禁止

何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない

不正転売目的の譲受けの禁止

何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として特定興行入場券を譲り受けてはならない

・ 興行主等

興行主又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者

・ 特定興行入場券

※QRコードやICカードを入場券とする場合を含む。

興行入場券（それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票）であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、

①興行主等が、販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示し

②興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定され

③興行主等が、販売時に、入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示し

ているもの

・ 特定興行入場券の不正転売

興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするもの

違反者は1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科

※国民の国外犯も処罰

興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置

- ・ 興行主等が、入場時の本人確認措置その他の必要な措置を講ずる努力義務
- ・ 興行主等が、興行入場券の適正な流通が確保されるよう必要な措置を講ずる努力義務
- ・ 興行主等に対する国及び地方公共団体の助言協力義務

相談体制の充実

- ・ 国及び地方公共団体が、特定興行入場券の不正転売に関する相談に的確に応ずるための体制充実を図る努力義務
- ・ 興行主等が、その販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、購入者その他の者からの相談に適切に応ずる努力義務

国民の関心及び理解の増進

- ・ 国及び地方公共団体並びに興行主等が、興行入場券の適正な流通の確保のために必要な措置の実施及び興行入場券の適正な流通の確保を通じた興行の振興の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、興行入場券の適正な流通に関する広報活動の充実等の必要な施策を講ずる努力義務

施策の実施に当たっての配慮

- ・ 国及び地方公共団体が、興行の振興を図るための施策を講ずるに当たって、興行入場券の適正な流通が確保されるよう適切な配慮をする義務